

## 「これからの写真」展に関する報告

愛知県美術館 村田 眞 宏

「これからの写真」展では、出品作家の一人、鷹野隆大氏の「おれと」シリーズの展示作品のうち、性器が写っているものについて愛知県警によって猥褻という判断が下され、該当作品の撤去か、展示の中止かを迫られるという事態が発生した。美術館ではその対応を鷹野氏とも協議し「そのような介入があったという事実がわかるような変更をして展示を続けたい」という作家の意向を共有し、不織布やトレーシングペーパーで性器が見えないような変更を加えて展示を継続した。この事実については、新聞、テレビなどで多くの報道がなされ、また、SNSを中心にネット上でもさまざまな意見が表明された。この問題が、美術関係者のみならず広く社会の関心を集めたのは、黒田清輝にはじまる「猥褻」と「芸術における表現の自由」との軋轢という歴史的な問題であり、また今日的な関心からも当然の成り行きであった。この問題にかかわる議論は今後も起こりうることであり、その際、当館での今回の事例も必ず取り上げられることになろう。そのためにも、今回の事態の当事者として事実関係を記録し公開しておくべきと考えることをここに報告するだけである。

今回の事態が発生し、その対応にあたり美術館が一つの前提としたことがある。それは、愛知県が設置、運営する公立美術館として、ある法律に抵触するという判断が、当該法に基づいて行政事務にあたっている専門機関によってなされた場合には、何らかの対応処置を取らざるを得ないということである。もちろん当該機関に対して、展示の意図や内容などを十分に伝える努力をすることは言うまでもない。美術館での作品の展示にあたっては、各種の法令との関係を確認したり、社会通念上、一定の配慮を検討しなければならないことがある。とりわけ現代美術においては、展示場所も使用する素材や表現内容も多様であり、それらは時としてさまざまな法令に抵触すると判断されることさえある。これまでも当館では、あいちトリエンナーレを含めて、例えば作品の展示方法や素材が消防法に抵触するという消防署からの指導を受け、作者と対応を協議し展示を変更したこともある。それは消防法だけにとどまらず、著作権法や個人情報保護法、大型作品の輸送や屋外展示であれば、道路交通法や建築基準法、屋外広告物条例など関係する法令はさらに広がる。関係機関から、それらの法令に抵触する、あるいはその可能性が大きいとの見解が示された場合、それを無視して展示を強行する、あるいは裁判で争うということだけが選択肢だとは考えていない。今回の写真展についても、愛知県警によって刑法に抵触するという見解が示され以上、何らかの対応を取らざるを得ないという判断があった。消防法と刑法、とりわけ猥褻と表現の自由の問題はまったく異質のもので、それを同列に扱うのはいかなものかという意見もあろう。しかし、今回の事態についての対応だけを、他の法令での場合とは違ったものにするということにはならないと考えている。

美術館としては、今後も猥褻の問題だけに限らず、さまざまな法令との関係において、必要以上に自主規制にかたよることなく、またあえて挑戦的になることもせずに、美術の多様性と、その魅力を伝えていきたい。

## 展覧会開催概要

展覧会名 これからの写真

会場 愛知県美術館（愛知芸術文化センター10階）

会期 平成26（2014）年8月1日（金）－9月28日（日）[51日間]

主催 愛知県美術館、朝日新聞社

後援 愛知県・岐阜県・名古屋市各教育委員会、岐阜新聞・ぎふチャン

協力 株式会社サンテック、国際照明株式会社、シーシーエス株式会社、  
セントラル画材株式会社

出展作家 畠山直哉、鷹野隆大、木村友紀、鈴木崇、川内倫子、田村友一郎、新井卓、  
田代一倫、加納俊輔

総入場者数 14,026人

### 企画概要

国内外で活躍する写真家、芸術家9名の作品を個展形式で紹介する企画展。カメラで撮影され紙にプリントされた写真作品のみならず、ダゲレオタイプといった古典的な写真技法を用いた作品、写真の在り方を多角的に検証する立体作品、映像作品等を一堂に展示。写真という言葉が特定の技術としての輪郭を失いつつある現在、写真概念がいかなる多義性をはらんでいるかを探った。



鷹野隆大 会場記録写真

# 鷹野隆大作品の展示変更に関する経緯

愛知県美術館 村田真宏・高橋秀治・中村史子

## 2014年4月後半

作家、鷹野隆大と企画展の担当学芸員の間で裸体のポートレート写真「おれと」シリーズを展示することを決める。本シリーズの中には個人の顔および性器の写った写真も含まれており、不特定多数の眼にふれる広報印刷物（図1）では、顔と下半身をトリミングした作品画像を掲載することとする。また、図書館等にも配架される展覧会カタログ（図2）には、性器の写っていない作品画像を掲載することとする。

美術館展示室での展示については、担当学芸員が美術館内および共催者に相談する。展示室内ではできるだけ自主規制なしに作品を紹介したいという作家と担当学芸員の考えに対し、副館長、企画業務課長、主任学芸員からは、過去にも裸体表現はしばしば展示されているので但し書きや鑑賞制限で十分ではないか、という意見が出る。一方、共催者からは、教育委員会等の了承を得た方が良いのではないか、という意見が出る。

愛知県美術館は教育委員会所管ではないので教育委員会の許可は原則必要ない。しかし、共催者の慎重な見解を受け、関係者で一度集まり協議する場の設定を館長が提案する。その提案を受け、担当学芸員が他館の展示事例や過去の愛知県美術館での展示事例について調査する。



図1：広報用ちらしに掲載された画像

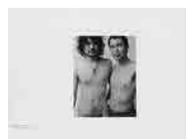


図2：カタログに掲載された画像

## 5月8日（木）

館長、副館長、企画業務課長、担当学芸員および共催者で協議の場を設ける。広報印刷物やカタログでの配慮、そして他館の展示事例を検証したうえ、「おれと」シリーズが過度に性的もしくは暴力的な表現ではないことを出席者で確認する。最終的に、性器の写った写真が鷹野の出展作品全体の中の一部にとどまり、鑑賞者への配慮が十分になされるのであれば展示、という結論に至る。なお、鑑賞者への配慮とは具体的に、カーテン等による物理的な鑑賞空間の制限、年齢制限、会場入口に説明パネル（資料①、p.50.）設置、監視スタッフの常駐を指す。

## 5月31日（土）

念のためアートマネジメント領域を専門とする法的支援団体を通じて弁護士に展示について相談。鑑賞を望まない来館者にも配慮した展示空間ならば、猥褻物の頒布、公開陳列には当たらないだろう、との助言を口頭でもらう。

## 7月28日（月）

夕刻、作家が美術館入り。展示作業が始まる。

## 7月29日（火）

共催者が来館。展示室の様子を担当学芸員と共に確認し、チケット売場前にも展示室前の説明パネルとほぼ同じ内容のパネルを設置することとする。



図3：鷹野の展示室入口部分。カーテンによる間仕切りのほか、説明パネルを設置した。

---

### 8月1日（金）

展覧会が一般公開される。（図3）

---

### 8月8日（金）

匿名の市民からの通報を受けたと言う愛知署（愛知県美術館のある地域を所轄する署ではない）の署員2名が美術館視察、チケット売場前および展示室前の説明パネル等と展示作品を写真撮影。判断については追って連絡するとのこと。

---

### 8月9日（土）－8月10日（日）

通常どおり開館、展示や説明パネルに変更なし。

---

### 8月11日（月） \* 休館日

午前、愛知県警保安課の課長補佐から美術館に電話がある。電話を受けた美術館職員に猥褻物陳列罪に触れる恐れがあるとして、即時作品撤去を指導。保安課課長補佐は、撤去しない場合、検挙の可能性もあると口頭で伝える。現場確認せずに電話で撤去を指導されても、美術館は応じられないため、副館長が電話で現場確認の依頼と展示状況の説明を試みる。しかし、課長補佐につながらず、係長級の署員からは「すでに結論は出ている」という回答のみを得る。副館長が愛知芸術文化センター長および美術館を所管する愛知県県民生活部と対応策を協議。副館長は簡単には撤去できないと美術館の考えを伝える。県民生活部内では警察の指導に美術館は迅速に従うべきとの声も出たが、撤去を踏みとどまる。

一方、作家には11日の午前中より担当学芸員および副館長、館長が連絡を取り、警察の指導が入ったことを電話で伝える。館長は出張中であったが、副館長と担当学芸員に、何らかの対応をせざるを得ないが美術館だけの判断で作品撤去は行わず、まずは作家に現場に来てもらうべきだ、と指示する。その際、撤去ではなく展示変更という選択肢についても示唆。担当学芸員、副館長、館長がこれらの考えを作家に伝え、急きよ、12日に作家が美術館に来ることとなる。

また、展示が変更される可能性を考え、11日夜より展示会場の記録撮影を行う。

---

### 8月12日（火） \* 鷹野の展示室のみ臨時的に閉室。

午前中、作家の到着を受け、美術館と愛知芸術文化センター長および作家で撤去には応じない方向で対応策を協議。「当該作品を撤去または差し替えし、警察の指導という事実を見えなくしてしまうのは、現在、生きている作家として望ましくない」という作家の考えを尊重し、その代わりに県警の介入の痕跡を残すという展示変更の方法を共に探る。

この協議中、12日の午後1時に県警の署員が視察に来るという連絡がある。

午後1時、愛知県警保安課管理官および警部補の警察官が来館。センター長、副館長、担当学芸員等を交えて現場を確認。警察は作品撤去あるいは展示室の閉鎖を求める。理由は「陰茎」が写っているがゆ

えに「猥褻物」であるという判断から。即物的判断であって芸術性や表現性、作品の意図は考慮しないと県警は明言する。裸体表現の過去の展示事例やメープルソープ事件の例を副館長が持ち出すも、県警は判断にあたって考慮しない。

センター長の「見えなければよいのか」という質問に対し、県警は「そうだ、そんなことができるのか」と答える。県警は展示室の明るさを持参した照度計で計測するが、照度の変更は指示せず。作家は別室で待機し、立ち会わず。警察は翌朝、確認に来ると述べて退館。

午後3時頃、作品の一部を布と紙で覆い、新たな展示とすることを皆で決定し、作家と副館長、担当学芸員が作業に入る。夕方作業終了。(図4)

なお、作業中に偶然、共催新聞社の記者が来館し展示変更の事態を知り取材する。13日に同紙朝刊で速報を出すとのこと。13日朝の警察の確認を待たずに記事が出る事態に対して、共催新聞社の報道部と文化事業部の間で調整が行われる。

また、今後のメディア対応に向けて、作家本人が変更後の会場の様子を撮影。それらの会場写真が、その後、メディア等に公開されることとなる。合わせて、作家および美術館としてのコメントを協議する。

---

#### 8月13日(水)

県警が10時前に来館し展示変更後の状況を確認し了承する。美術館は展示を再開する。

また、13日付の共催新聞社朝刊に速報が掲載。同日に新聞のウェブサイト版でも同様の情報が出たため、それ以降、メディアの取材が相次ぐこととなる。(詳しくはpp.52-53の「本件に関する主な報道」を参照のこと)。

展示変更にともない、チケット売り場前および会場入り口にかかげた説明パネル内の文章を改め、展示室を仕切っていた白いカーテンを一部開く。また、紙や布に触れる鑑賞者が多く出たため、「写真をおおう紙、布も作品の一部です。お手を触れないでください」「作品にお手を触れないでください」という注意書きを展示室内に掲示する。

13日中に「これからの写真」展の出展作家の一人である新井卓が愛知県警の介入に抗議すると自身のウェブサイト「TAKASHI ARAI PHOTOGRAPHY JOURNAL」で発表。(資料②、p.50)

---

#### 8月14日(木)

新井がChange.orgを通じ「署名キャンペーン：愛知県警による鷹野隆大の展示への不当介入の撤回を求めます」を始める。

---

#### 8月17日(日)

web DICEに鷹野のメール・インタビュー記事が掲載される。

---

#### 8月20日(水)

鷹野が所属ギャラリーyumiko chiba associatesのウェブサイトにて本件についてのコメントを発表。(資料③、p.51)

---



図4：展示変更後の展示室の様子

---

### 9月1日（月）

新井が愛知県警に署名8544筆を提出し、愛知県警保安課担当者と面談。

---

### 9月23日（火・祝）

「これからの写真」展の出展作家、田代一倫が本件を受け、長者町でレクチャー「人を撮り、それを作品として発表すること」を開催。

---

### 9月28日（日）

展覧会終了。閉館後に、鷹野が来館し、作品の撤収作業を行う。

---

### 12月8日（月）

県議会12月定例会にて、民主党議員が本件について、県警が指導に至った経緯と法的根拠を質問し、県警本部の見解をたずぬ。今後の展示に関する判断について県警は「法と判例に照らし対処」と説明。一方、美術館を所管する県民生活部長は「わいせつ性の問題に限らず、委縮して自主規制することも、逆に挑戦的になることもなく美術の多様な価値観を大切に、県民に鑑賞する機会を提供したい」と答弁する。

- 
- \*担当学芸員が中心となって主に関わった者から状況を聞き取り、本記録をまとめた。
  - \*本記録では、作家名以外の個人名の表記は省略している。ただし、主な美術館職員の名前は以下に記す。  
館長 村田真宏  
副館長 高橋秀治  
担当学芸員 中村史子

#### 資料①

次の部屋に展示されている出展作品鷹野隆大「おれと」シリーズは、写真家・鷹野隆大本人とモデルのヌード写真です。性器を含む全身ヌードを撮影した写真があり、鑑賞時、不快感を抱かれる方もおありかもしれません。鑑賞される場合は、あらかじめその旨をご承知おさください。また、中学生以下のみでのこの作品の鑑賞は制限します。ただし、保護者および引率の大人が展示内容をご承知の上、同伴される場合は、この作品を展示している部屋にお入りいただけます。

This exhibition contains works with sexually explicit content. Please be warned if you find subject matter of this nature disturbing. These works are displayed in specially designated room. Children under 15 years old are not allowed to enter the room unaccompanied by a parent or adult guardian.

**資料② 新井卓のウェブサイト「TAKASHI ARAI PHOTOGRAPHY JOURNAL」より一部抜粋**  
公共施設である同美術館の、十全に配慮がなされた展示に対して、「わいせつ」の定義も曖昧なまま警察権力が一方的に介入することは、公益に反するばかりでなく、日本国憲法第21条第1項で保障された表現の自由を侵害するものです。愛知県警の不当な介入に強く抗議するとともに、直ちに指示／通達を撤回することを求めます。

### 資料③ yumiko chiba associatesのウェブサイトより一部抜粋

僕は美術館からの連絡を受け、12日に会場に入りました。検挙されるのが自分ではなく美術館の職員である以上、僕にできることは限られていました。取りうる選択肢は3つ。ひとつめは、展示を引き上げる。ふたつめは、指摘された作品を外して問題のない別の作品に差し替え、何事もなかったように造り変える。みつめは、指摘を受けたことがわかるようにして展示を続ける。

さて、ひとつめも、ふたつめも、僕が物故作家だったとしても可能な対応です。僕は生きている人間として、今回の介入をどのように受け止めたのかがわかるような形で展示を変更したいと考えました。結果として、来場者にもこの事態について考えてもらうことができます。僕は今回の美術館の対応は万全だと思っています。信じる作品を展示するために、事前に関係者を説得してまわった関係者の勇気と熱意には頭が下がりました。展示上の配慮を二重三重に施し、弁護士判断も得ていました。それでもなお「違法」とされた今回の事態は、作者以上に、美術館の「表現の自由」（あるいは「言論の自由」）が侵されたと感じています。

美術作品というのは、本質的に「変なもの」のほうです。美術館は、その変なものを集めて保管しているところです。であるなら、世の価値基準とはズレがあって当然です。それを認めないなら、美術館という制度自体を否定しなければなりません。つまり美術館という場は、必然的にある種の治外法権的な聖域であるということです。

にもかかわらず、今回はたった一件の「匿名の通報」で行政機関が介入してきた。それは来場者のうちの「1万分の1」の声かもしれないのです。美術館は本来「あそこにはなかなか立ち入れない」という場であるはず。この、美術に対する敬意のなさに、僕は愕然としました。それはもちろん、美術館を運営している市民の問題でもあります。「変なもの」の居場所を用意していることが、つまり多様性を保持していることが、社会の安全弁として機能することを知っているからこそ、市民は美術館を維持運営しているのですから。

最近大学にも行政府の関与を容易にする法律が成立しています。美術も学問も、野方図にしておくことによって、結果が生まれるものだと僕は考えています。歴史を見れば明らかに、「知」に対する行政府の安易な介入はその暴力をエスカレートさせていく危険を孕んでいます。

僕はいつでもどこでも裸になっていいと考えているわけではありません。それは写真においても同じです。裸体の写った写真、とりわけ個人を特定できる裸体写真の場合は、見る側も見せる側も準備の整った状況で提示すべきだと思っています。しかしそれはエチケットの問題であって、法規制の対象にするような性質のものではないと考えています。成熟した日本の社会で、裸体に何の破壊力もないことは、わかりきったことです。

最近検挙されたいくつかの事例を見ても、行政機関の意図がわかりません。それらの作品は、断片的に知るだけですが、暴力的であるどころか、むしろとても人間的に見えます。「世に害を与える」というなら、もっと深刻な表現が他にいくらでもあります。にもかかわらず、それらの表現を摘発し続けるのは、彼らが極めてまっとうな人間的欲望の発露を社会から排除しようとしているようにすら思えます。

いずれにしろ、ひとつだけ確かなのは、その力の行使によって、行政機関が自らの存在を強く主張する結果になっていることです。もし、市民から一時的に権限を委譲されているだけの組織が、市民の基本的な人権を守るという目的から外れて自分たちの力を誇示していたら、性器の露出などより遥かにグロテスクなことです。個人を特定できない暴力は、一度動き出すと歯止めがきかなくなりますから。

2014年8月17日

鷹野隆大

## 本件に関する主な報道

### 新聞紙面

- ・(無記名)「美術館展示写真 県警「わいせつ」」『朝日新聞』朝刊 2014年8月13日(水)
- ・和田憲二、山田泰生「男性ヌード写真 県警指導で覆う」『毎日新聞』夕刊 2014年8月13日(水)
- ・(無記名)「裸の写真「わいせつ」」『読売新聞』朝刊 2014年8月14日(木)
- ・(無記名)「展示品「わいせつ」県警が撤去要請」『中日新聞』朝刊 2014年8月14日(木)
- ・山田泰生「わいせつ判断に抗議署名」『毎日新聞』朝刊 2014年9月2日(火)
- ・(無記名)「撤去要請に有志抗議」『中日新聞』朝刊 2014年9月2日(火)
- ・小林裕子「「公権力介入」の跡を会場に」『朝日新聞』朝刊 2014年9月3日(水)  
\*ほぼ同じ内容の記事が9月10日(水)の東京本社版、9月22日(月)の大阪本社版にも掲載される。
- ・岸桂子、山田泰生「警察の「指導」も展示」『毎日新聞』夕刊 2014年9月4日(木)
- ・Tomohiro Osaki, "Art with naked men veiled to parry censorship", JAPANTIMES, Sep.5, 2014
- ・出田阿生「抑圧社会 強まる懸念 権力介入の事実見せる」『東京新聞』朝刊 2014年9月24日(水)
- ・木下直之「時評 愛知県美術館の裸体写真」『静岡新聞』朝刊 2014年10月1日(水)
- ・西井淳「公の場 規制に賛否」『読売新聞』朝刊 2014年10月5日(日)
- ・(無記名)「芸術と展示 表現の幅、広く尊重を」『朝日新聞』朝刊 2014年10月5日(日)
- ・窪田直子「美術館に自主規制の波」『日本経済新聞』夕刊 2014年10月6日(月)
- ・杉藤貴浩、鈴木龍司、宮川まどか「警察介入、難しい芸術性判断」『中日新聞』朝刊 2014年10月7日(火)
- ・山田泰生「議会で「わいせつ」写真論戦」『毎日新聞』朝刊 2014年12月9日(火)

### 定期刊行物

- ・土屋誠一「ポルノである、同時に、芸術でもある」『美術手帖』2014年10月号 pp.154-157
- ・木下直之「股間著聞集」『芸術新潮』2015年1月号 pp.84-91

## ウェブサイト

- ・新井卓 “愛知県美「これからの写真」展 愛知県警の介入に抗議します” 2014年8月13日(水) 配信 TAKASHI ARAI PHOTOGRAPHY JOURNAL (<http://www.takashiarai.com/wordpress/?p=2393>) 参照：2014-8-13
    - \* 8月13日以降も署名活動の呼びかけおよび結果報告等を、このサイトにて随時行っている。
  - ・駒井憲嗣 “撤去しなければ検挙するといわれ、やむなく展示変更となった愛知県美術館展示について写真家・鷹野隆大さんに聞く” 2014年8月17日(日) 配信 webDICE ([www.webdice.jp/dice/detail/4347/](http://www.webdice.jp/dice/detail/4347/)) 参照：2014-8-17
  - ・“愛知県美術館における鷹野隆大の作品展示について” 2014年8月20日(水) 配信 YUMIKO CHIBA ASSOCIATES (<http://www.ycassociates.co.jp/aichi-takano/>) 参照：2014-8-20
  - ・福住廉 “美術の展開2014(3)” artscape 2014年11月1日号([http://artscape.jp/dictionary/newworld2014/contents/10104335\\_18765.html](http://artscape.jp/dictionary/newworld2014/contents/10104335_18765.html)) 参照：2014-11-5
- 
- \* 「これからの写真」展全体あるいは他の出展者の作品について書かれたものは除く。
  - \* なお新聞の中には一部、地方版に掲載されたものも含まれる。
  - \* この他にもテレビ・ラジオで報道されている。